

# コロナ禍での労務管理

社会保険労務士法人 平出事務所

社員（社会保険労務士） 平出 宣幸

# 自己紹介

事務所：宇都宮市御幸本町

- ・ 社会保険労務士法人 平出事務所 社員（※代表）  
社会保険労務士 （ 業務： 労働保険・社会保険手続 ）
- ・ 平出宣幸行政書士事務所 代表  
行政書士 （ 業務： 建設業許可・相続 etc... ）
- ・ 労働保険事務組合 宇都宮東法務経営研究会  
会長 （ 業務： 労働保険・一人親方手続 ）

# 雇用の維持のために

- 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の活用
- テレワークの活用
- 新業態への転換（補助金・助成金の活用）  
（※ 小規模事業者持続化補助金など）

# 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

## 要件

- ・ 休業開始日の前月売上が前年度と比較して5%以上減少
- ・ 休業した労働者に休業補償（60%以上）を行う。
- ・ 解雇を行っていないならば、算定額の100%を支給
- ・ 特例期間中は、算定額の上限が15,000円  
(特例期間が満了した場合には、上限8370円)
- ・ 雇用保険被保険者だけでなく、特例期間中はパート・アルバイトなど、雇用保険未加入者も対象。

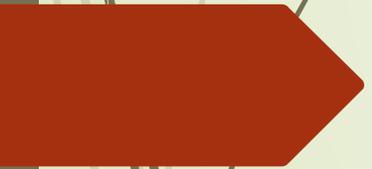
注意していただきたいことは・・・  
偽装はしないでください。

意図的に偽装しようとする・・・

- ・ 補助金・助成金額の返還
  - ・ 罰金
  - ・ 刑事告発
  - ・ 事業所名の公表
- etc...

の可能性がります。

# テレワークでの勤怠管理



# テレワーク勤務の所定労働時間

原則、所定労働時間・休憩時間は就業規則で規定されているとおり。**テレワーク中でも勤怠管理〈始業・終業時刻の確認〉は必要。**)

<具体的には>

会社や上司への電話、電子メール etc...

以前あったテレワークの相談として・・・

「テレワークを導入していれば、  
残業代は支払わなくてもいいの？」

# 事業場外労働時間制とは・・・

労働基準法第三十八条の二

労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。

ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

# 在宅勤務における みなし労働時間制の適用について

在宅勤務におけるみなし労働時間制を適用させるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- 起居寝食等私生活を営む**自宅で行われる**こと。
- 情報通信機器が、**使用者の指示により常時通信可能な状態に置くこととされていない**こと。
- 随時**使用者の具体的な指示に基づいて行われていない**こと。

# テレワークのリスク (労務管理)

例えば、

- 残業代請求されたらどうします？
- 残業時間中に労災だと主張されたらどうします？

# テレワークのリスク (労務管理)

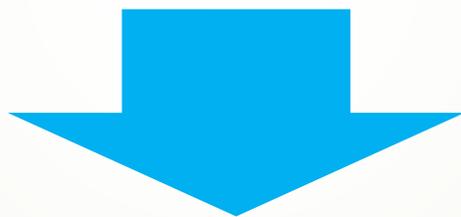
- 残業代未払いを請求されたらどうします？
- 残業時間中に労災だと主張されたらどうします？



主張してくるのは、  
労働者本人だけとは限りません。

労働者本人**以外**で主張してくるのは、

- ・ 従業員  
の家族
- ・ 退職した元・従業員（家族含む）
- ・ 監督署  
etc...



監督署や裁判などに対応するためにも

**時間の管理に注意しましょう！**

ちなみに・・・

労働時間管理は事業主の義務です。

(根拠・・・労働安全衛生法第66条の8の3)

「事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第一項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。」

ちなみに・・・

## 労働時間管理は事業主の義務です。(2)

(根拠・・・労働安全衛生法施行規則第五十二条の七の三)

「法(※労働安全衛生法)第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

2 事業者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

# 労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成29年1月20日策定)

使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

## (1) 原則的な方法

- ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
- ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

## (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。  
さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

# 時間管理に関しては・・・

テレワークであっても、テレワーク以外であっても、しっかりとした時間管理を行うことによって、争いを未然に防止するように心がけましょう。

# 参考資料（活用できそうな助成金・補助金 抜粋）

## （厚生労働省）

- 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（雇用維持）
- 業務改善助成金（賃金引上げ＋設備投資）
- キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金（従業員育成費用補助）

## （経済産業省）

- 事業再構築補助金  
（新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組）
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
〔一般型・グローバル展開型〕（5次締切分）

# 参考資料（活用できそうな助成金・補助金 抜粋）

（栃木県）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金  
（第1弾・第2弾 ※飲食店）

（宇都宮市）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（共同実施分）
- ・ ビジネスPCR等検査支援事業
- ・ セーフティネット保証4号・5号

2021・2・1現在

ご清聴ありがとうございました。

